

# 福島区地域保健福祉ビジョン（2025（令和7）年度～2027（令和9）年度）（案） 概要

～地域福祉と密接に関連する保健分野の取組をより効果的に連携して推進するため、地域福祉ビジョンから地域保健福祉ビジョンに名称を変更しました～

## 基本理念

人と人とが互いに認め、支え合い、安全に安心して自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

【基本理念の考え方】●人権尊重 ●住民主体 ●共生 ●多様な主体の協働

## 主な区の状況・課題

- ・マンション建設が続き、人口、世帯数が増加している。
- ・町会加入率が低下し、地域でのつながりが希薄化している。
- ・高齢者人口が増加しているが、その中でも単身世帯や75歳以上の高齢者の増加が大きい。
- ・精神障がい者福祉手帳、療育手帳の所持者が大きく増え、障がい者サービス受給者についても増加している。
- ・こどもの人口が増加し、出生率も大阪市平均と比べて高い。
- ・高齢者、障がい者、子育て層において、相談支援機関を知らない、また、身近に相談相手がおらず孤立する人がいる。
- ・複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間にある課題を持つ世帯等では、既存の仕組みだけでは解決できなくなっている。
- ・大阪市が実施する特定健康診査やがん検診の受診率が低い。
- ・地域活動を支えてきた人の減少や高齢化、固定化による負担の問題から新たな担い手の確保が必要になっている。
- ・災害時に、ひとりで避難できない要援護者に対する支援が必要になっている。

## 基本目標・取組の方向性

### 基本目標1 「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、適切に対応できる体制づくり

#### (1)身近な場所での相談体制の連携強化

福島区の様々な身近にある相談窓口を知ってもらい気軽に相談できるよう工夫するとともに、相談窓口や専門支援機関、地域福祉活動団体等との連携を強化することで多様化する相談ニーズに対応し、住民の様々な生活課題の早期発見・早期対応に努め、適切な支援につないでいきます。

#### (2)高齢者支援体制の推進

地域包括支援センターを中核に多様な相談支援機関や地域等とのネットワークを推進し顔の見える関係と連携を強化することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう、高齢者や家族等に対して住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等幅広く相談支援を進めていきます。

また、高齢者が可能な限り健康を維持して要介護（要支援）状態にならないように介護予防や健康づくりに取り組むとともに、社会参加や生きがいづくりを促進していきます。さらに、要介護（要支援）状態になった場合においても、要介護状態の軽減や重度化防止の支援を行うなど、一層幅広い取組を連携して進めていきます。

#### (3)障がい者への相談支援体制の強化

障がい者基幹相談支援センターが中核となり、保健福祉センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人やその家族が適切な支援を受けることができるよう相談支援体制と関係機関の連携の強化を図っていきます。

#### (4)子育ての相談支援体制の充実と連携強化

子育てに悩む保護者が利用しやすいよう、身近に相談できる場や親子で交流できる場を充実させるとともに、学校、保健福祉センター、子ども相談センター、地域、子ども食堂などとの連携をさらに強化し、子育て家庭が孤立することなく地域全体で子育て世帯を支え、子どもたちが健やかに育つ取組を進めていきます。

#### (5)複合的な課題等を抱えた人や世帯への相談支援体制の充実

複合的な課題を抱えた世帯を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、「つながる場」等を適宜開催し、関係機関相互の理解・知識を深め連携強化を進めるとともに、相談者の属性・世帯・相談内容に関わらず、相談者を受け止め困りごとに気付けるよう、職員や関係者のスキルアップに取り組み、相談支援体制の充実を図っていきます。特に、自分が生活困窮の状態にあることに気付いていないなど、未だ支援につながっていない生活困窮者が「孤独・孤立」状態へ進むことを未然に防ぐことが重要であることから、積極的に生活困窮者の情報を把握し、生活困窮者自立支援制度の周知を徹底する取組を強化していきます。

さらに、「孤独・孤立」状態になり、課題を一人で抱え込むことを防ぐための支援を進めていきます。

#### (6)虐待防止と権利擁護の取組

虐待は重大な権利侵害であること、地域でのかわかりが虐待の未然防止・早期発見につながるなど虐待についての知識・理解の普及啓発や、相談・通報窓口の周知徹底に取り組みとともに、地域や関係機関とのネットワークを強化し連携を深め、虐待を早期発見し、適切な保護・支援につなげていきます。

また、成年後見制度やあんしんさぼーと事業など判断能力が十分でない人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を広く周知し、権利擁護についての理解促進や利用促進に努めていきます。

#### (7)「健康寿命の延伸」をめざした取組の推進

医師会や地域と連携し、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組みとともに、生活習慣の改善に関する健康相談や健康講座等を開催し周知啓発を行うなど、健康寿命を延ばすための取組を行っています。

#### (8)情報提供と発信の充実

制度・サービスについて、誰もが理解しやすいようやさしい日本語など工夫を凝らして情報提供していきます。また、広く相談窓口や制度・サービスを知ってもらうため、高齢者や障がい者、子育て層、外国人住民等それぞれのニーズに応じて、広報誌やホームページ、SNSなど様々な手法を検討し工夫して情報発信を行っています。

### 基本目標2 住民同士がお互いに気にかけて、つながり、支え合うことができる地域づくり

#### (1)地域でのつながりづくりと住民参加の促進

地域での支え合い・助け合いの意識づくりや、地域団体等多様な主体が実施する住民同士の交流の場などの様々な地域福祉活動、広報等について支援を行うとともに、地域福祉活動へ参加するきっかけづくりなどの参加促進に取り組みすることで、「地域のつながりづくり」を推進し、住民の孤立化防止や地域福祉活動の新たな担い手の発掘につなげます。

#### (2)地域における見守り活動の充実

行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、「要援護者名簿」を作成して地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるためのネットワークを強化するとともに、地域における見守りや助け合いの活動を支援します。また、ライフライン事業者等とのマルチパートナーシップにより、支援を必要としている人の早期発見に努めます。

#### (3)障がいのある人や認知症の人と共生する地域づくり

障がいや障がいのある人、認知症や認知症の人に関する正しい理解を深め、基本的人権を尊重し、障がいのある人や認知症の人が孤立することなく尊厳をもって社会参加し続けられる、だれもお互いを認め配慮し、支え合う共生する地域づくりを進めていきます。

#### (4)災害時等における要援護者への支援

災害時に備え、自主防災組織による、避難行動要援護者に対する実効性のある個別避難計画の作成や、地域住民がともに参加してお互いの存在を知り理解を深められる地域防災訓練の実施について、区役所や関係機関が連携・協力して進めるとともに、すべての住民が共助の必要性を理解し、地域とつながり、共に支え合い、助け合うための取組を推進していきます。

#### (5)地域を支える人材づくり

関係機関や様々な主体と連携し、誰もが、見守り活動や居場所づくりなどの地域福祉活動の「受け手」であり、また「担い手」であることを意識づけるとともに、地域福祉活動へ参加するきっかけをつくるための各種研修会やイベント等の事業などに取り組み、地域福祉活動の担い手づくりを進めていきます。

#### (6)福祉教育の推進

学校園や保育所等と区社会福祉協議会や地域、ボランティア等が連携して実施している福祉の理解促進や体験型学習などの福祉教育を支援するとともに、高齢者や障がいのある人への理解と交流を促進することで、お互いを認め助け合う大切さを学び育む取組を進めていきます。